

軽油引取税納付申告書

(令和〇〇年4月1日 ~ 4月30日分)

受付印

令和〇〇年5月31日

新宿都税事務所長

殿

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
納税者の氏名又は名称	A石油株式会社 代表取締役 ○○○○												この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号	
納税者の住所又は所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇												経理係 ○○○○	
													(電話) ○○○-○○○	

事業者コード	1311110001	事務所コード	13004	処理区分		予備		整理番号	
発信年月日		通信日付印		確認印		申告年月日			
※処理事項									

第十六号の十二様式(提出用)

令和〇〇年04月分

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(オ)欄に当該消費数量を記載のうえ、申告納付する。

課税の区分	第144条の2第3項	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①	消費した軽油の数量	⑯
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	②	⑯のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途)	⑰
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	③	⑯-⑰のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑱
	差引計	①-②-③	(ア)	⑯-⑰-⑱
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	譲渡した軽油の数量	⑳
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤	消費した軽油の数量	㉑
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑥	消費又は譲渡した軽油の数量	㉒
	差引計	④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)	㉒-㉓-㉔
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した炭化水素油の数量	⑨	輸入した軽油の数量	㉕
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑩	合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑪	納付すべき軽油引取税額	32.1円×@
	差引計	⑨-⑩-⑪	(ウ)	
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫	合計	@
	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬	100.000	円
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭	3,210	円
	差引計	⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)	

添付免税証 枚 (リットル分)